

## フランスにおける「政治的なもの」をめぐる歴史社会学の現在 ——歴史的アプローチの復権をめざして——

世話人(司会兼務)：井上弘貴（神戸大学）

報告者：稲永祐介（フランス国立高等研究院 / GSRL ポスト・ドクター研究員）

討論者：宇野重規（東京大学）

本セッションでは、ピエール・ビルンボームのもとで学位を取得し、イヴ・デロワの『国民国家 構築と正統化——政治的なものの歴史社会学のために』（中野裕二監訳、吉田書店、2013年）の共訳者のひとりでもある稲永祐介会員が、フランスにおける「政治的なもの」をめぐる歴史社会学の現在について報告をおこない、そのうえで討論者の宇野重規会員によるコメントを踏まえつつ、フロアの会員の方々と、政治的なものをめぐる歴史的アプローチの可能性について意見交換をおこなった。

稲永会員〔以下、報告者〕の報告は、イヴ・デロワの前掲書を中心にして、フランス政治社会学における「政治的なもの」への歴史的アプローチとその学問的利点を論じるものであった。報告者はまず、デロワの歴史社会学の方法を近接領域における他の研究者のそれとの対比をおこなった。たとえばジェラルド・ノワリエルの社会史は、デロワと同様に、非単線的で多様なリズムに着目し、長期的な時間の推移から関係構造を問うものである。あるいはクロード・ルフォールの政治哲学は、「政治的なもの」を「政治」と区別し、前者を、神話や迷信と未分化な領域であり、典型的には象徴を基盤にする権力関係と特徴づけている。ルフォールにおける「政治的なもの」の概念は、意味と規範を研究対象にする点で、デロワの歴史社会学と共通している。

その一方でデロワの方法のなかでは、ノワリエルやルフォールとは異なり、いかなる歴史的条件から近代国家が構築され、どのように近代国家がその固有な歴史と文化に応じた仕方て人民の習俗に介入していったのかという問題設定が重要である。すなわち、デロワの歴史社会学における「政治的なもの」への考察は、一方で、ノワリエルの社会史とは違って国家権力の動作に焦点を当て、他方で、ルフォールの政治哲学が注視する中央集権的システムの科学性と確実さの発展過程よりも、むしろ国家が諸個人の想念や自己規律の形成に介入する歴史的対象を分析の対象にしている。

報告者はノワリエルとルフォールとの対比のなかからデロワの方法の特徴をこのように明らかにしたうえで、具体的な研究対象として「選挙の文明化」に着目し、19世紀末期の公教育政策を通じた、市民の「自己規律の育成」と「選挙の礼儀」の習熟を扱った。

フランスでは、第三共和政以来、将来の市民になる子供たちは、公民・道徳教育を公立学校（義務・無償・非宗教）で学び、自らの動機を「飼いならし」、投票行動における意思と欲動とを区別する術を身につけてきた。当時の公教育政策は、投票行動を農村の全会一致による集団投票から個人投票へと変容させ、それと同時に国家が政治的示威行為としての暴力を公的領域から排除する試みとみなすことができる。しかも国家は、三色旗やマリアンヌ像などの非宗教的象徴を公の場に配置し、選挙期間の際には、市民が白い木箱（投票箱）に「畏怖」を感じさせられるような、新しい儀礼空間を構築しようとした。投票の自発的な実践は、多数決原理の尊重や選挙結果の承認を前提にしている。

しかし「政治的なもの」への歴史的アプローチからみれば、この実践は、市民が公教育を通じて自己拘束を内面化した結果とみなすことができる。「選挙の文明化」は、市民が中間勢力から個

人の自由と権利を守るために国家を強くせざるをえない習俗の政治化を意味するといえるだろう。

宇野会員〔以下、討論者〕によるコメントおよび討論者と報告者のあいだでの質疑応答の概要は以下のとおりである。討論者はコメントのはじめに、「政治的なもの」をめぐるクロード・ルフォールとフランソワ・フェレの学説をマルクス主義への応答という文脈から解説し、本報告を1970年代以来のフランスにおける国家論復権の観点から特徴づけた。そのうえで、次の三つの問題を提起した。

- 1)「政治的なもの」におけるピエール・ビルンボームの研究とイヴ・デロワの研究との相違とは？  
特に国家を分析する場合の両者の特徴とは？

応答：ビルンボームは、ベルトラン・バディとの共著書『国家の歴史社会学』（小山勉訳、日本経済評論社、1990年）の中で軍事・財政を管理運営する行政機構が、その国々における固有な歴史的・文化的基盤に応じて長期的に構築される過程を考察した。この研究成果を批判的に継承したデロワは、社会規範の変容や非宗教的な聖性の形成に着目し、国家が公教育政策を通じて諸個人の感受性に介入し、個人主義的な市民性を基礎づける過程について論じた。この国家と市民性の関係にデロワの「政治的なもの」の分析の特徴がある。

- 2) フランス国家は、絶対王政から徐々に中間団体を排除しながら中央集権的で非宗教的な国家を構築し、市民の国家への忠誠を確立してきたといわれる。こうしたフランス国家は普遍的なモデルだろうか？

応答：フランスは、幾度も政治体制を変更してきた。その時々には国家の概念は異なるが、特に第三共和政の国家モデルの検討は、国家の近代性や普遍性の考察にとって重要であろう。しかし19世紀のフランス国家を、普遍的なモデルとして現代の国家に当てはめることには、国家が一定の歴史的条件の産物であるゆえに議論の余地がある。

- 3) フランス政治社会学における「選挙の文明化」のテーマを日本研究に応用した場合、どのような学問的利点が期待されるか？例えば、日本の近代化における自由民権運動期のテロリズムや中間団体の問題について、丸山学派の研究成果との関連から、どのように「選挙の文明化」を論じることができるだろうか？

応答：デロワは、ノルベルト・エリアスが主張する「文明化」の観点から、公的領域において諸個人が自らの情動を制御しながら、自らの意思を一票に託していく個人主義的な市民性の発展過程を論じる。こうしたフランスにおける「選挙の文明化」には、例えば、七月王政期の名望家を中心にした村落共同体の集団投票から切り離された個人投票の確立が含意されている。この問題設定と方法を日本研究に応用する場合、「政治的なもの」の歴史的アプローチは、日本における投票行動の意味変容を、明治国家における「郷党社会」の温存（市制町村制、1888年制定）の問題から捉えなおし、民衆心性における名望家秩序の持続、国民的な規範意識の特徴や主体形成の社会的素因を明らかにしうる学問的利点があるだろう。

報告者は、この質疑応答の貴重な機会に、討論者に対して「政治的なもの」に関連したマルセル・ゴーシェの考察について問題を提起した。討論者によれば、個人を個人たらしめるために、封建的なものから離れ、国家を強くするという論理は、フランス革命以来のテーマ、つまり国家を内面的に正統化することができるのだろうかというテーマに結びついている。近代国家は、もはや神の名による外的で超越的な聖性ではなく、人間の社会契約によって内的に正統化されるのだ

が、国家権力の中心は空洞なままである。ゴーシェとルフォールにとって、この空白をイデオロギーによって埋めるのが全体主義国家である。そうであるがゆえに、全体主義国家の構築を避けながら、個人を個人たらしめるには、超越的な聖性から離れるだけではなく、いかに社会における不確定性に耐えるかが重要な課題になる。この観点からいえば、ゴーシェにとって、民主主義と精神分析の発展は並行している。

なお、世話人からは、19世紀半ばのアメリカ合衆国における世論表出の歴史的な変容についてコメントがあった。たとえば当時の東海岸のオペラハウスは、社会的身分を問わず民衆が集い、自分たちの意見を表明する場でもあったが、1849年にニューヨーク市のアスター・プレイス・オペラ・ハウスで起きた暴動をひとつの契機として、権力による上からの鎮圧と統制が強化されていき、それとともに世論の表出は、新聞や政党といった制度化された回路を通じたものが正統化されるようになっていったことが指摘された。それをうけて報告者は、公的領域における暴動の予防が19世紀頃から各国に共通する統治技術として発展していったのではないだろうかと応答した。

フロアからは、箱田徹会員、橋本周子会員、山本圭会員らから報告者にたいして質問が出された。フロアの関心は、「政治的なもの」の定義に関心が集まった。すべての質疑の内容をここで詳細に触れる紙幅がないが、たとえば、ルフォールの国家概念との関連について、また、どのように「政治的なもの」や「社会的なもの」、「宗教的なもの」を分節しうるのかという問題提起があり、充実した議論が展開された。さらに、一見して「政治的なもの」には見えないが、この範疇のなかで捉えうるものとは何かという質疑にたいして、報告者は、フランスの公的領域における豚肉を政治と宗教の観点から指摘した。具体的には、極右勢力が主催する不定住者への無料の炊き出しに豚肉を混入させることが挙げられる。この社会奉仕活動における調理法がユダヤ教徒やイスラム教徒の排除とみなすことができるならば、この場合の豚肉とスープは「政治的なもの」の範疇にあるとみなすことができるだろうと応答した。